

第470回（定例）福崎町議会会議録

平成28年12月26日（月）
午前9時30分 開 会

1. 平成28年12月26日、第470回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	城谷英之	8番	山口純
2番	三輪一朝	9番	石野光市
3番	牛尾雅一	10番	小林博
4番	志水正幸	11番	富田昭市
5番	松岡秀人	12番	釜坂道弘
6番	高井國年	13番	宮内富夫
7番	北山孝彦	14番	難波靖通

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 木ノ本 雅 佳 主 査 佐 野 允 保

1. 説明のため出席した職員

町 長	橋本省三	副 町 長	尾崎吉晴
教 育 長	高寄十郎	技 監	村上修
公 営 企 業 参 事	近藤博之	会 計 管 理 者	木村千晴
総 務 課 長	山下健介	企 画 財 政 課 長	吉田利彦
税 務 課 長	尾崎俊也	地 域 振 興 課 長	松田清彦
住 民 生 活 課 長	谷岡周和	健 康 福 祉 課 長	三木雅人
農 林 振 興 課 長	松岡伸泰	ま ち づ く り 課 長	福永聡
社 会 教 育 課 長	大塚久典	学 校 教 育 課 長	岩木秀人

1. 議事日程

第 1 総括質疑
第 2 委員長報告・質疑
第 3 開会中の所管事務調査報告
第 4 討論・採決
追加日程 追加議案の上程、討論・採決
第 6 議員派遣
第 7 閉会中の所管事務調査申出

1. 本日の会議に付した事件

第 1 総括質疑
第 2 委員長報告・質疑
第 3 開会中の所管事務調査報告
第 4 討論・採決
追加日程 追加議案の上程、討論・採決

第 6 議員派遣

第 7 閉会中の所管事務調査申出

1. 開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 総括質疑

議 長 日程第1は、総括質疑であります。
議案番号及び関係する資料名、ページ数等をお示しの上、質疑をお願いいたします。
質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、総括質疑を終結いたします。

日程第2 委員長報告、質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。
12月13日の本会議2日目において、議案15件及び請願1件がそれぞれの委員会に付託され、慎重審議がなされ、議長宛てに審査報告書が提出されております。

委員会からその審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。

まず、事務局に総務文教常任委員会の審査報告書を朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。
総務文教常任委員会、志水委員長。

志水総務文教 皆さんおはようございます。

常任委員長 総務文教常任委員会に付託されました議案の委員会審議について、報告いたします。

委員会は12月14日水曜日に開催し、付託されました議案第67号から議案第70号、議案第74号から議案第75号の6議案を慎重に審査を行いました。

また、6月定例議会の継続審議となっておりました請願第2号についても審査を行いました。

審議の結果につきましては、付託議案につきましては全ての議案は原案のとおり可決、請願第2号については不採択とすることに決定をいたしました。

審査の過程で委員からの質問について簡単に補足説明を行います。

議案第67号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての改正は、働きながら育児や介護がしやすい環境整備を進めるために国家公務員に準じて地方公務員の育児支援や介護支援を行うための改正であります。改正の内容は、育児休業等の対象となる子を、養子縁組あるいは里親を含

んでの範囲の見直しと、介護休業を6カ月間の期間内に3回に分割して取得できるとの改正。さらには、介護休業とは別に連続する3年の期間内で介護のため1日につき2時間の範囲内の介護時間制度を新設する条例改正であります。

委員から、特別養子縁組の監護期間中についての質問があり、民法上の養子縁組は特別養子縁組と普通養子縁組の2種類があり、特別養子縁組は家庭裁判所に申立をし、養子縁組となるのに約6カ月の養育試験期間が必要で、これを監護期間と言うとの説明がありました。

次に、議案第68号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。この改正は人事院勧告に基づく改正で、平成28年度は町長等の特別職と議員の12月の期末手当を0.1カ月引き上げ、29年度の期末手当においては、6月と12月に均等に調整しようとするものであります。

また、議員の報酬を議長37万円、副議長28万円、議員25万5,000円に改正しようとするものであります。

議員の報酬については、県の議長会から町長宛に依頼文があり、全国の議員報酬の比較や、あるいは県下の状況などを踏まえ、特別報酬等審議会から、答申をもとに改正しようとするものであります。

次に、議案第69号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この改正は、人事院勧告に基づく職員の給与を、民間給与との格差分、0.17%を若手職員に手厚く引き上げるため、給料表を改正し、またボーナスは0.1カ月分を勤勉手当に引き上げ、配偶者の扶養手当を引き下げ、子どもの扶養手当を引き上げようとするものであります。

委員から「給料の引き上げは若年層にどれくらい手厚いのか」の質問に、「平均改定率は0.2%の400円アップとなりますが、初任給や若年層は1,500円程度の引き上げになる」との説明がありました。

次に、議案第70号、福崎町町税条例及び福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。この改正は、日本と台湾の租税について、台湾で日本の居住者が所得を取得した場合、二重課税を回避するために必要な改正をしようとするものであります。

委員から「この取り決めは日本と台湾だけなのか」との質問に、「アメリカやロシアなどとの国家間とは租税条約を締結しており、日本は台湾に対して中華人民共和国の一部であって独立した国家ではないという立場をとっていますので、条約の締結ができず、民間の取り決めになっている」とのことです。

次に、議案第74号、福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。この改正は農業委員会等に関する法律の改正に伴い、平成29年7月20日から農業委員のほかに農地利用最適化推進委員を置くようになったことから、その委員の報酬を農業委員と同額の18万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第75号、平成28年度福崎町一般会計補正予算（第3号）についてであります。主な補正は、人事院勧告や人事異動に伴う職員の人件費の補正のほか、駅前周辺整備に伴う代替地の用地購入費8,700万円の予算措置や、地方創生拠点整備交付金の申請に伴う補正として、春日ふれあい会館をもち麦の加工所に整備すること、もちむぎのやかたの製麺機等の改修、それからエルデホールの設備改修など、合計1億6,600万円を補正予算に計上し、地方

創生拠点整備交付金として8,300万円の国庫補助金を見込んでおり、この事業の交付決定は来年2月中旬ごろの予定であり、事業の実施は29年度に繰り越して実施するとの説明がございました。

また、委員から「春日ふれあい会館をもち麦の加工所とする経緯は」との質問に、「春日ふれあい会館は農業構造改善施設という設置目的に合致している」とのことでありました。また、委員から「会館は町の施設であり、運営形態は」との質問に、「生産者を含む営農組合が製粉機、精麦機を使う場合は貸与とすること」との説明がございました。

次に、継続審査の請願第2号、消費税10%への増税中止を求める意見書提出についての請願についてであります。

この請願は、平成28年6月2日に提出され、第467回定例会において委員会付託され、継続審査となっておりますが、改めて紹介議員から趣旨説明をしていただき、審査をいたしました。

以上で、総務文教常任委員会からの報告を終わります。議員各位の賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長 総務文教常任委員会委員長からの説明が終わりました。
委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次、民生まちづくり常任委員会の審査報告書を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。
民生まちづくり常任委員会、北山委員長。

北山民生まちづくり 本会議において、民生まちづくり常任委員会に付託された案件につきまして、
常 任 委 員 長 補足説明をいたします。

委員会は12月15日木曜日に開催し、本委員会に付託された議案第71号から議案第73号、議案第76号から議案第81号及び請願第3号について審議いたしました。

議案ごとに、委員から出された質疑を紹介して、審査経過の報告といたします。

まず、議案第71号、福崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例については、質疑がありませんでした。

議案第72号、福崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、委員からの「運営推進会議の要綱等は既に定められているのか」の問いに対し、「法律で既に定められており、メンバー等も細かく記載されています。利用者やその家族、地域住民の代表として、町内会の役員や民生委員、老人クラブの代表者等を構成員とし、市町村職員や地域包括支援センター職員等もメンバーに入り、運営の透明性を確保する趣旨となっております」との答弁がありました。

議案第73号、福崎町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、委員からの「条例に基づく規制等を具体的に定めたものではないのか」との問いに対して、「農業委員の役割等は農業委員会法で定められています。特に定める必要はないと考えています」との答弁がありました。

議案第76号、平成28年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、補正の内容は、歳入歳出予算にそれぞれ3,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,140万円とするものです。

委員からの高額療養費についての問いに対して、「納付額が17%増加、1人当たり医療費で見ると25%増加しています。65歳未満についての件数、金額がふえているのが特徴で、平成27年度からC型肝炎の調剤が保険適用となり、27年度は1人、2件でしたが、28年度は10月までに5人、13件で増加していることが要因と考えられます」との答弁がありました。

議案第77号、平成28年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてから、議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第81号、平成28年度福崎町下水道事業会計補正予算（第1号）についてまで、質疑がありませんでした。

請願第3号、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止を求める請願については、紹介議員の趣旨説明を受け、委員会において審査を行いました。

慎重審議の結果、本委員会に付託されました議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第81号、請願第3号のいずれの議案も請願も全員一致で可決するべきと決しました。

以上、本委員会における付託議案の審査経過と結果をご報告いたします。

皆様のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長 民生まちづくり常任委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようでございますので、民生まちづくり常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

日程第3 開会中の所管事務調査報告

議長 日程第3は、開会中の所管事務調査報告であります。

委員会の活動について、委員長に報告を求めます。

民生まちづくり常任委員会、北山委員長。

北山民生まちづくり常任委員長 民生まちづくり常任委員会から、議会開会中に行いました所管事務調査について、報告させていただきます。

委員会は、12月15日木曜日に開催しました。

調査の結果報告につきましては、配付しております委員会調査報告書のとおりですので、要点のみ説明させていただきます。

12月15日の委員会において、住民生活課から公害防止協定に基づく協議事項4件及び空きびん等の処理に関する報告事項1件、健康福祉課から養護老人ホーム福寿園における職員のノロウイルス感染に関する報告事項1件、上下水道課から福田水源地混和池における白華現象の報告を受けました。

住民生活課からの公害防止協定に基づく協議事項について、大円食品工業株式会社の熱交換器の交換等工事について、株式会社安田運輸の倉庫・事務所の新築工事について、株式会社デービー精工福崎工場の機械プレス機新設工事について、株式会社中山合金鋳造所の公共下水道接合工事に係るものです。

なお、大円食品工業株式会社の案件は、製品の製造品種の増加に対応するため

の熱交換器を更新し、キャップ装着機を増設する施設改修工事を行うものですが、協議前に施設改修工事を着手されていたため、顛末書の提出及び委員会において関係者の謝罪を受けました。

委員からの「今回の件はなぜわかったのか」との問いに対して、「町が2カ月に1回工場排水の調査を実施しており、その中でCODの数値が高かったため、工場へ連絡したところ、工場内での機械の移動が判明した」との答弁がありました。

協議事項については、慎重審議の結果4件とも承認することに決定いたしました。

健康福祉課からの報告は、養護老人ホーム福寿園において、職員がノロウイルスに感染し、12月7日水曜日まで勤務を見合わせていたとのことで、12月6日火曜日に保健所職員を講師とし、職員研修を実施し、今後感染のピークに備えて県のマニュアル等を遵守して運営に当たるとの報告を受けました。

上下水道課からの報告は、福田水源地の紫外線処理棟の一部において、新たな白華現象が確認され、今回の白華現象確認箇所は地面から1.6メートルの部分で確認されたとの報告を受けました。今後の予定として、第三者調査機関による調査を行うとの報告を受け、委員会として今後の経過を観察することとしました。

以上、民生まちづくり常任委員会の開会中の所管事務調査の報告とさせていただきます。

議長 次、議会運営委員会、釜坂委員長。

釜坂議会 議会運営委員会から、本定例会開会中の調査活動について報告をさせていただきます。

本委員会は開会中の12月16日、12月21日の2回開催をいたしました。

まず、12月16日の委員会の協議事項について報告をいたします。

定例会5日目、12月26日に追加議案が提案される予定であると説明を受けました。

議案第83号、工事請負契約についてであり、委員会付託を省略し、即決することといたしました。

次に、町に対する、議場設備改善要望について協議を行いました。

庁舎へのエレベータ等の設置を要望する議場設備改善要望を12月定例会開会中に行うことといたしました。

大規模災害発生時の議会の対応について協議を行いました。議員の役割や連絡体制等については、継続して協議していくことといたしました。

福崎町議会議員に対する申立について協議を行い、相手方に文書で回答することといたしました。

次に、12月21日の委員会の協議事項について報告をいたします。

本定例会に提出された請願が、付託の委員会において採択されたことにより、定例会5日目、12月26日に民生まちづくり常任委員会から意見書案が追加提案される予定であると報告を受け、即決することといたしました。

以上、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

議長 次、福崎駅周辺整備対策特別委員会、小林委員長。

小林福崎駅周辺整備 福崎駅周辺整備対策特別委員会からの報告をさせていただきます。

対策特別委員長 委員会は12月16日会議を開催し、福崎駅周辺整備室の報告を聞き、質疑と意見交換をいたしました。

要点は報告書に記載のとおりでございますが、若干の報告をつけ加えたいと思

います。

まず、事業の進捗状況についてであります。

11月30日現在の用地の取得状況は、契約数は対象69筆中59筆、そして取得完了が40筆となっております。若干時間を必要とする問題も惹起しておるようではありますが、解決への努力を期待したいと思います。

工事及び業務委託進捗状況についても、資料により報告を受けました。特段の、問題もなく進んでおるように思います。

次に、みなと銀行福崎支店の移転先について、11月25日にみなと銀行と福崎町から記者発表がされました。町、議会、商工会などの要望がかなったことは、これは喜ばしいことでございます。

次に、埋蔵文化財の調査では、中溝遺跡として12月19日から21日の3日間、本発掘調査が行われるとのことであります。

次に、バス運行社会実験では、11月末までの利用状況は、1日当たり73.0人、11月は98.1人とのことでございます。

次に、放置自転車対策についても、特に報告がございました。町の対応について報告を受けました。弁護士とも相談し、警察とも相談したところ、町の責任はゼロではない、今後警察の協力も受けながら対応していくとのことでございます。

以上です。

議長 以上で、開会中の所管事務調査の報告を終わります。

日程第4 討論・採決

議長 日程第4は、討論・採決であります。

それでは、議案第67号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第67号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第67号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第68号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第68号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第68号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第69号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第69号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第69号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第70号、福崎町町税条例及び福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第70号、福崎町町税条例及び福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第70号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第71号、福崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第71号、福崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第71号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第72号、福崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設

備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第72号、福崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第72号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第73号、福崎町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第73号、福崎町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第73号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第74号、福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第74号、福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第74号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第75号、平成28年度福崎町一般会計補正予算(第3号)について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第75号、平成28年度福崎町一般会計補正予算（第3号）について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。
よって、議案第75号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第76号、平成28年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第76号、平成28年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。
よって、議案第76号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第77号、平成28年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第77号、平成28年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。
よって、議案第77号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第78号、平成28年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第78号、平成28年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。
よって、議案第78号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第79号、平成28年度福崎町水道事業会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第79号、平成28年度福崎町水道事業会計補正予算（第1号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第79号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第80号、平成28年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第80号、平成28年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第80号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第81号、平成28年度福崎町下水道事業会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第81号、平成28年度福崎町下水道事業会計補正予算（第1号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第81号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、請願第3号、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止を求める請願について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

請願第3号、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止を求める請願について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査

報告は、原案のとおり採択するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、請願第3号については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

6月議会で総務文教常任委員会に付託され、継続審議となっておりました請願第2号、消費税10%への増税中止を求める意見書提出についての請願について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

請願第2号、消費税10%への増税中止を求める意見書提出についての請願について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、不採択であります。

このため、原案についてお諮りいたします。

請願第2号、消費税10%への増税中止を求める意見書提出についての請願を採択することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

議 長 起立少数であります。

よって、請願第2号は、不採択とすることに決定いたしました。

日追加日程 追加議案の上程、討論、採決

議 長 この際、お諮りをいたします。議事日程の追加でございます。

先日議会運営委員会を開き、追加議案の上程について検討をお願いし、了承を得たところですが、議案第83号、工事請負契約について（町道高橋西谷線舗装工事）及び意見書案第3号、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止を求める意見書の2件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第83号及び意見書案第3号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

それでは、上程議案に対する町長の提案理由の説明を求めてまいります。

町 長 議長から報告がありましたように、追加議案を提案させていただきます。

民生まちづくり常任委員会でもお願いしておりましたとおり、工事請負契約（町道高橋西谷線舗装工事）につきましては、平成28年12月12日に入札を行い、準備が整いましたので、本日議案第83号として提案させていただきます。

詳しい内容につきましては、まちづくり課長が説明いたしますので、ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 さらに、議案第83号、工事請負契約について（町道高橋西谷線舗装工事）について、担当課長に説明を求めてまいります。

まちづくり課長 議案第83号、工事請負契約の締結について、ご説明を申し上げます。

平成28年12月12日に一般競争入札を執行いたしました、町道高橋西谷線舗装工事の工事請負契約について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を経て契約を締結するものでございます。

契約の相手方は姫路市花田町上原田33番地4、宗和建设株式会社、代表取締役、北田守定氏、契約金額は4,762万8,000円です。工期は平成29年3月24日完成の予定でございます。

それでは、工事の概要について説明をさせていただきます。議案第83号資料1ページをごらんください。

入札結果をお示ししております。入札は一般競争入札により参加業者6社で執行をいたしました。

続きまして、工事概要について説明をさせていただきます。資料2ページをごらんください。

本工事は、福崎工業団地内において下水道面整備工事及び工業用水道工事及び水道工事により仮復旧としていた範囲の舗装本復旧工事を行うのに合わせまして、経年劣化により路面の傷みの激しい範囲については、一般会計で舗装工事を行うものです。

国道312号から日本パーカライジングの太陽光発電所の北側交差点までの延長1,579メートル、面積では車道と歩道との合計で1万1,100平方メートルの舗装の打ちかえとなります。

また、工業団地入り口の信号のある交差点から夕陽ヶ丘前の交差点まで、延長290メートルの南側車線については、舗装が沈下している状況であり、CBR試験の結果、値が1.0と非常に路盤が悪いことが判明しました。このため、路床安定処理により、CBRの値を基準の3.0よりも高い値の4.0になるように改良をしております。

工事は昼間の工事といたしまして、原則片側交互通行で施工いたします。ガードマンは1日当たりおおむね3名の、延べ122名を積算しております。

以上、議案第83号、工事請負契約の締結についての提案説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長 次、意見書案第3号、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止を求める意見書について、事務局に朗読をさせます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、意見書案第3号、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止を求める意見書に対する詳細なる説明を民生まちづくり常任委員会、北山委員長に説明を求めます。

北山民生まちづくり 子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止を求
常 任 委 員 長 める意見書につきまして、朗読をもって説明させていただきます。

子どもがけがをしたり病気になったときに、お金の心配なく医療が受けられる子ども医療費助成制度が全国の自治体に広がっている。成長期にある子どもの健康を守り、増進する上で、子どもの医療費助成制度が果たしている役割は大きく、対象年齢の拡大や所得制限の撤廃など、拡充が全国的に進められている。対象年齢の引き上げによって、虫歯の治癒率の向上につながったという例も生まれている。

一方で、国が医療機関での窓口負担をなくすと医療機関を受診する患者数がふえると解釈し、ふえた医療費について国庫負担を減額するという仕組み、療養費等国庫負担金減額調整措置を行っている。

しかし、医療費助成制度によって受診がふえたとすれば、それは窓口負担によって本来必要な受診が抑制されていたということにほかならない。また、厚生労働省は12月15日に地方創生交付金を医療費助成に充てる場合は、療養費

等国庫負担金減額調整措置を講じないという通知を出したが、この減額調整措置そのものは残されている。

以上のことから、子ども医療費助成を実施する自治体への国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、提出いたします。

平成28年12月26日。

議員各位におかれましては、提案の趣旨をご理解いただき、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長 以上で、本日追加議案として上程されました案件の説明が終わりました。

次は議案に対する質疑であります。

議案第83号、工事請負契約について（町道高橋西谷線舗装工事）について、質疑はありませんか。

1 0 番 まず、この資料の1ページでありますけれども、一般競争入札でやられて、6社以上にエントリーというか、応募があったのか、なかったのか、あったとすればどうして6社になったのか等、その計画についてお聞かせをいただきたいと思っております。

まちづくり課長 一般競争入札でございますけれども、総合評定値886点、Aの5ランク以上を対象としておりますけれども、該当業者は中播磨に22社ございます。しかしながら、手持ち工事の状況等によりまして、主任技術者等が配置できない等の理由で、申し込みがありましたのは6社の参加にとどまっております。

1 0 番 それから、予定価格が7,171万2,000円、そして落札金額が4,762万8,000円ということですが、この差が非常にあるように思うわけですね。失格者もその上あって、大体全部応札をされた方々が似たような額でされておりますので、仕事はできるのかなと思うんですが、そうなるこの設計額との差が気になってまいります。

最近の工事、各種工事の状況で、いろいろこう問題も惹起しておりますので、これで予定どおりの工事が差し障りなくできるだけの、いわば業者が損をしないのでできるだけの、そういう金額というふうになっていると理解してよろしいですか。

まちづくり課長 今回は予定価格の66.4%ということで低い金額でございますけれども、直接工事費よりは上回っておりまして、業者の努力により経費を節減して、必要な工事は執行していただけたらと考えております。

1 0 番 直接工事費ということですが、先ほどガードマン等の話もされましたけれども、そのような交通安全対策等も直接工事費の中に入っておるんですか。

まちづくり課長 ガードマンの積算については122名分を積算しておりまして、含んでおります。

1 0 番 それでは、工事中、非常に通勤者も多く、いつも言いますように住居地域と混在をしておりますので、非常に朝夕、普通でも混雑しますので大変だと思うんですね。

この3名をどこどこに配置をされるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

まちづくり課長 舗装工事でありますので、1日にできる区間が決まっております。その前後に配置をするものでございます。場所は移動してまいります。

1 0 番 夜はもう考えていないということですか。

まちづくり課長 工事時間につきましては、朝の9時から夕方17時までということで、これは警察の道路許可に合わせまして、その時間帯に、昼間に工事をする予定としております。

1 0 番 この間は、先ほどC B Rの話もされましたけれども、それだけでなく、この道路下に構造物がたくさんあると思うんですね。西谷川もあり、あるいは高橋川も横断をしておる。それから、工業団地の雨水排水管やその他のもとの下水排水管もある。マンホールもあり、非常に構造物の多い区間でございます。したがって、それらの高さ調整等もやっていただいて、ちゃんと計算をされて、問題が起こらないようにしてほしいというふうに思うのですが、そういうふうな調整はされておるのか。

それから、舗装をした後、舗装をしたときは、平面のようでも、下に構造物が非常に多い関係で、道路が沈下をしたり、アスファルトが摩耗したり、沈下をしてまいります。そうするとその構造物とのところで、段差が発生をして、また騒音が発生をして、近所で非常に苦情が起こるといふような事態も想起をされます。そういった点、どのように設計をされておるのか、あるいは工事監督をされていくのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

まちづくり課長 このたび契約する業者につきましては、ランクで言いますとAの10ということで、非常に技術力があるということでございます。

そして、現場につきましては、構造物、地下構造物につきましては、切削オーバーレイでございますので、表層の10センチを削りまして、5センチの2層の舗装となりますけれども、そのまた高さ合わせについては、職員も現場のほうを頻繁に見回りまして、監督とも調整をしながら、段差が生じないように、注意をして施工してまいります。

1 0 番 それから、先ほど触れましたように、工事のときはそうするにしても、後使っておる間に構造物の周辺が地盤沈下をしたり、アスファルトの摩耗等で段差が、また一定期間後に、数カ月、半年ぐらいで段差ができれば、また苦情が起こるといふことになりますので、そういうことのないように、ちゃんとその路盤は、一部C B R云々の話ありましたが、全体としてよく確認をしていただきたいと思うんですが、もうされておるんでしょうか。

まちづくり課長 C B R調査につきましては、この路線で4カ所を調査いたしまして、路盤の悪いところについては、路盤改良を行っていく、路床の安定処理を行っていくということになっております。それ以外のところは、これまでどおり10センチの舗装でもつと考えております。

議 長 ほかにございませんか。

1 0 番 これらについて先ほど来質問をしておりますけれども、もし、そういった地盤沈下等が起こったり、いろいろ問題起こったときのために、この保証期間というのは、こういう舗装工事での契約上、保証期間は何年と設定されておりますか。何年といたしますか、期間ですね。何カ月か、何年か。

まちづくり課長 瑕疵担保期間については2年でございます。故意または悪質なものは5年ということでございます。

1 0 番 わかりました。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、意見書案第3号、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止を求める意見書について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

以上で追加議案に対する質疑を終結いたします。

ここでお諮りをいたします。

ただいま上程中の両議案につきましては、ただいまから即決したいと思います
が、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、本会議において即決することに決定をいたしました。
それでは、議案第 83 号、工事請負契約について(町道高橋西谷線舗装工事)
について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第 83 号、工事請負契約について(町道高橋西谷線舗装工事)について、
原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 83 号については、原案のとおり可決することに決定いたしま
した。
次、意見書案第 3 号、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減
額調整措置の廃止を求める意見書について、討論を行います。討論はありませ
んか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
意見書案第 3 号、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調
整措置の廃止を求める意見書について、原案のとおり可決することに賛成の方は、
起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、意見書案第 3 号については、原案のとおり可決することに決定いたし
ました。

日程第 6 議員派遣

議 長 次の日程は議員派遣であります。
お諮りいたします。
議員派遣の件につきましては、地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第
129 条の規定に基づき、配付しております議員派遣のとおり派遣することに
したいと思います。異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議員派遣につきましては、配付のとおり派遣することに決定いたしま
した。

日程第 7 閉会中の所管事務調査申出

議 長 次の日程は、閉会中の所管事務調査の申し出であります。

各委員長からそれぞれ所管事務調査の申し出が議長宛てに提出されております。それぞれ申し出のとおり許可することに決定して、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、閉会中の所管事務調査申し出については、それぞれ申し出のとおり許可することに決定をいたしました。
以上で、第470回福崎町議会定例会の日程は全て終わりました。
よって、本定例会を閉会することにしたいと思いますが、異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
第470回福崎町議会定例会を閉会することに決定をいたしました。
閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。
本定例会は12月9日に招集され、本日までの18日間の会期でありました。
本定例会に提案されました全ての議案について、議員各位には慎重に審議をいただき、また、議事の運営につきましても、格段のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。
また、この間、理事者の皆様には、資料の作成を初め、議会の審議における協力に対し、敬意をあらわすとともに、本会議及び委員会の審議過程で、議員各位が述べました意見等につきましては、今後の町政に十分反映させていただくことをお願いを申し上げます。

閉会の挨拶といたします。

閉会に当たり、町長から挨拶をいただきます。

町 長 第470回定例会閉会に当たりまして、お礼を申し上げます。
追加議案を含め、提案いたしました19議案とも起立全員で可決をしていただきました。
昨年12月18日就任以来、12月、3月、6月、9月、そして今議会、12月定例会と目まぐるしくこの1年が過ぎようとしておるところであります。
懸案でありましたJR福崎駅周辺整備は、第5次総合計画の目玉でもあり、無事着手することになりました。職員の頑張りもあり、住民の皆様にも一定の進捗が目に見えてわかるようになってまいりました。
また、行政懇談会が始まり、地域における課題もいただいているところであります。

国におきましては、この22日に閣議決定がされました。歳出総額一般会計で9兆7千4億4千万円と、過去最大であります。しかしながら、社会保障費は3兆2千4億7千万円と、高齢化に伴う伸びを5,000億円に圧縮し、それらについて国民というんでしょうか、住民負担を強いる形となっているところであります。

当然、地方財政における分野につきましても、そのような形になってまいります。地方財政計画につきましては、初の6兆2千億円の一般財源といったような形になっておりまして、地方財政の一般会計における分野は、8兆6千6億0千万円となっております。

各自自治体では、医療や福祉といった社会保障経費は膨張し、地方創生や防災の取り組みも求められておりまして、必要な一般財源を確保して財政運営に支障のないようにしたいというように思っているところでございます。

本町における次年度予算におきましては、担当課、担当者におきまして検討し、提出をされているところであります。また、財政の査定を受けているところでも

あります。一般会計、特別会計等、方向性や大きな事業等の私への報告は、年末もしくは年初にあるとのことでありますけれども、当然、次年度予算の目玉はやはりＪＲ福崎駅周辺整備、また、医療保険でありますとか、介護保険制度の改革、また農政では、県営事業ではありますけれども、ほ場整備事業に着手等などがあります。継続事業を含めると、大変大きな予算編成となるのではないかと考えております。

財政運営につきましては、私の今までの行政の履歴もあるわけですが、慎重であります。町民の皆様方の望む方向で、行政は行っていきたいというように考えております。

これからは、寒さ厳しさを増してまいります。健康にご留意していただきまして、明るい新年を迎えていただきたいと思います。

今後におきましても、町政発展のためご努力されますことをお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

議 長 それでは、以上をもちまして閉会といたします。よい年をお迎えください。お疲れさまでした。

閉会 午前１０時４７分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

平成29年2月

福崎町議会議長 難 波 靖 通

福崎町議会議員 牛 尾 雅 一

福崎町議会議員 小 林 博